

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和8年4月1日現在)

入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術に該当する手術の年間手術症例件数は次の通りです。

(令和7年1月1日から令和7年12月31日の1年間で実施した症例件数です)

1.区分1に分類される手術		件数	4.区分4に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	3件
イ	黄斑下手術等	0件	5.その他に分類される手術		
ウ	鼓室形成手術等	0件	ア	人工関節置換術	4件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件	イ	乳幼児外科施設基準対象手術	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
2.区分2に分類される手術			エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0件
ア	靭帯断裂形成術等	0件	オ	経皮的冠動脈形成術	0件
イ	水頭症手術等	0件		経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件		経皮的冠動脈ステント留置術	0件
エ	尿道形成手術等	0件			
オ	角膜移植術	0件			
カ	肝切除術等	0件			
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件			
3.区分3に分類される手術					
ア	上顎骨形成術等	0件			
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件			
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件			
エ	母指化手術等	0件			
オ	内反足手術等	0件			
カ	食道切除再建術等	0件			
キ	同種死体腎移植術等	0件			